

発注

各届出等の
詳細はこちら



: 発注者

: 元請業者

工事前

P.1 事前調査 (特定建築材料の使用有無の調査) ※有資格者が実施

飛散性アスベスト (レベル1,2)

非飛散性アスベスト (レベル3)

アスベスト使用なし

P.1 事前調査結果・作業内容の発注者への書面報告・保存 3年保存

事前調査結果の

P.2 記録の作成・保存 3年保存

P.3,4 遅滞なく 千葉市への報告

- ・床面積80m²以上の解体工事
- ・請負金額100万円以上の改修工事
- ・請負金額100万円以上の工作物の解体または改修工事に該当の場合

P.5 作業計画の作成 下請負人への説明

P.7 事前調査結果の掲示、事前調査結果の現場備え置き

14日前までに P.6,11

大防法に基づく
特定粉じん排出等作業
の届出

P.8 石綿濃度測定の実施

特定粉じん排出等作業 P.8,12~15

除去等の措置 作業基準の遵守

※届け出対象外の作業にも、作業基準は適用されます
※有資格者等による完了確認も実施してください



解体等工事



P.8~10

特定粉じん排出等作業結果の記録の作成・保存 3年保存
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存

P.10,11

市要綱に基づく
石綿濃度測定結果等報告書
の届出 遅滞なく



工事中

工事後

各項目の詳細は
千葉市HP or 手引き
をチェック!



千葉市HPは
こちら



手引きは
こちら



項目		手引き 該当ページ	様式等
事前調査		p.1	
事前調査結果	発注者への書面報告・保存	p.2	
作業内容		p.2	
事前調査結果	記録作成・保存	p.3	
	千葉市への報告 (Gビズをご利用ください。)	p.4, 5	
作業計画の作成		p.6	
下請負人への説明		p.6	
事前調査結果	掲示	p.8	
	現場備え置き	p.8	
特定粉じん排出等作業の届出		p.9, 12	
作業基準の遵守		p.9, 13~15	
特定粉じん排出等作業結果	記録作成・保存	p.9, 10	
	発注者への報告・ 報告書面の保存	p.11	
市要綱に基づく石綿濃度測定結果等報告書の届出		p.10, 12	